

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【公開番号】特開2014-12659(P2014-12659A)

【公開日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2014-004

【出願番号】特願2013-114288(P2013-114288)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/765	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/765	
A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	21/00	

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月13日(2016.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロシアニジン構造と、カテキン類のB環同士が結合した構造を部分構造中に少なくとも含み、数平均分子量が9000～18000である高分子ポリフェノールを含有する発酵茶抽出物を有効成分とするミオスタチン/Smadシグナル阻害剤。

【請求項2】

発酵茶抽出物中の高分子ポリフェノールとカフェインとの質量比率が15：2以上である、請求項1記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害剤。

【請求項3】

発酵茶抽出物が、発酵茶葉の水溶出液と親水性ビニルポリマーを材質とする吸着剤を混合した後、吸着剤の非吸着成分を除去してから、水を含んでいてもよいエタノールを用いて吸着剤の吸着成分を溶出させることにより得られる請求項1記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害剤。

【請求項4】

水を含んでいてもよいエタノールがエタノール濃度40%以上の含水エタノールである請求項3記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害剤。

【請求項5】

プロシアニジン構造と、カテキン類のB環同士が結合した構造を部分構造中に少なくとも含み、数平均分子量が9000～18000である高分子ポリフェノールを含有する発酵茶抽出物を有効成分とするミオスタチン/Smadシグナル阻害用食品又は食品組成物。

【請求項6】

発酵茶抽出物中の高分子ポリフェノールとカフェインとの質量比率が15:2以上である、請求項5記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害用食品又は食品組成物。

**【請求項7】**

発酵茶抽出物が、発酵茶葉の水溶出液と親水性ビニルポリマーを材質とする吸着剤を混合した後、吸着剤の非吸着成分を除去してから、水を含んでいてもよいエタノールを用いて吸着剤の吸着成分を溶出させることにより得られる請求項5記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害用食品又は食品組成物。

**【請求項8】**

水を含んでいてもよいエタノールがエタノール濃度40%以上の含水エタノールである請求項7記載のミオスタチン/Smadシグナル阻害用食品又は食品組成物。